

竹島問題研究会 2024.5.15 (塚本孝)

鄭甲龍「塚本孝の“サンフランシスコ講和条約上獨島問題の取扱”反論に対する批判」

<経過>

- ◇ 2007.3 塚本「サン・フランシスコ平和条約における竹島の取り扱い」第 1 期最終報告書 75-79 頁 (第 1 期第 3 回研究会 2005.9.27 配布のレジュメ)
- ◆ 2008.12 鄭甲龍「塚本孝の“サンフランシスコ講和条約に現れた竹島の取扱”に対する批判的研究」『人文研究』55 (2008.12) 115-150 頁./「同」『獨島領有権確立のための研究』景仁文化社, 2009.5 (嶺南大学校獨島研究所獨島研究叢書 3) 185-215 頁.
- ◇ 2012.3 塚本「竹島問題研究会[第 1 期]最終報告書批判へのコメント」第 2 期最終報告書 285-298 頁.
- ◆ 2023.11 鄭甲龍「塚本孝の“サンフランシスコ講和条約上獨島問題の取扱”反論に対する批判」, 都時煥編著『韓国の獨島主権とサンフランシスコ講和条約』319-367 頁.

<鄭甲龍 2023.11 の主張>

- 1 サ条約は、国際法の条約解釈原則によってもその文言や草案作成過程から獨島が日本領土だという点を発見し得ない。むしろ 1905 年先占主張、1943 カイロ宣言などで発見される日本の主張の不当性により韓国の獨島領有権を再確認することができる。(p.330)
- 2 先占の対象は無主地であるが、獨島は歴史的に韓国の領土である。日本が歴史的に自国の領土だと主張する獨島を 1905 年になって先占したというのは矛盾である。1905 年という時点自体が軍事的目的で行われたことを示し、カイロ宣言にいう「暴力と貪欲によって略取した」地域に当たると見るのが合理的であり客観的である。(p.339)
- 3 獨島は SCAPIN-677 及び 1033 で日本の領土から除外され、その後それらの効力を変更・否定する別途の指令や措置がなかったという事実、サ条約においても明示的に獨島が日本の領土であることを表す規定がないという点などを推しはかるとき、SCAPIN は今後あるかもしれない獨島領有権に関する国際裁判で獨島が大韓民国の領土であることの有力な情況証拠になり得る。(p.344)
- 4 朝鮮時代、鬱陵島と獨島に“空島政策”を行い獨島との往来が中断されたことがあったが、当時の交通や通信事情からみて遠方の孤島を統治する一方法だったのであり国際判例でも認められている。また、この間鬱陵島漁民は獨島を生活基地にして漁労活動を持続してきた。獨島の地理的条件を勘案するとき、獨島に対する韓国及び韓国人の活動は、韓国の国家主権が継続して行われてきたと判断される。(pp.349-350)
- 5 植民地時代に朝鮮総督府の行政管轄区域に獨島が含まれており、日本は獨島が韓国領土だと自ら認めていた。“*Uti Possidetis*”法理により解放以後韓国が獨島領有権を承継した。自ら認めた証拠は、日本の国内法令 (1877 年太政官指令、1908 年水路告示 2094 号、1951 年大蔵省令 4 号・総理府令 24 号, etc.)、日本の公式な地図及び水路誌等である。(p.360)